

家族信託活用事例集

目次

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ F	23
2 家族信託とは······	⊃4
3 家族信託に必要な費用の目安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⊃6
4 家族信託活用チェック診断・・・・・・・・・・・・・・・・ F	۶7
5 家族信託活用事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
5-1 相続対策を継続したいケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	>8
5-2 不動産の共有持分を解消したいケース・・・・・・・・F	² 11
5-3 長男の妻に財産を遺したくないケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	² 14
5-4 孫に特定の時期にお金を贈与したいケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	217
5-5 事業承継に備えるケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	219
5-6 障がいを持つ長男のために家族信託を活用したケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
5-7 土地を信託したケース・・・・・・・ F	25
6 最後に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ン クフ

はじめに

■「信託」を知ることの狙い

"信託"という言葉を聞いて、皆様はどのような想像をしますか? おそらく、投資信託や運用の話しを思い浮かべる方が多いのでは ないでしょうか。

■平成19年に信託法が変わった!

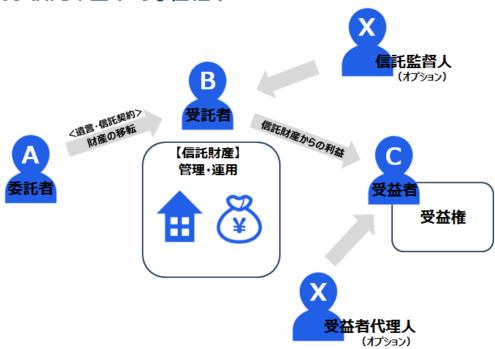
今日は、そのような印象をくつがえすお話です。 少しさかのぼること、平成19年に信託法の改正がありました。 世間では、あまり取り上げられることはありませんでしたが 私たち法律家からすれば、革命的な法改正でした。

なぜならば、従来の「遺言」「成年後見」などと比べて、 より<mark>柔軟な承継スキーム</mark>を組み立てることができるようになったからで す。今までは不可能だったお客様の悩みや想いを、信託で解決する選択 肢は確実に増えることでしょう。

そこで、この「信託」を活用して頂きたいのです。

家族信託とは

民事信託の基本的な仕組み



■「信託」とは…

- ① 自身(=委託者)の財産(不動産・現金・有価証券etc...)を、
- ② 信頼できる人(=受託者)に託し、
- ③ 誰か(=受益者)のために、
- ④ 特定の目的に従って、管理・処分してもらう財産管理の手法です。

■「民事信託」とは…

「信託」の中でも、受託者が営利目的で(=商売として) 行うものではない信託のことを指します。 (対義語 商事信託)

■ 「家族信託®」とは…

「家族信託」の中でも「親族」に財産を託す仕組みの事を指します。 家族信託は受託者に家族、親族が就くことで、「家族で財産の管理をしましょう」 「一族でその財産を守っていきましょう」という仕組みを実現することが目的です。

※「家族信託」は一般社団法人家族信託普及協会の登録商標です。

家族信託とは

■信託の設計

1. ヒアリング

委託者がどのような**想い**で財産を遺したいのかをヒアリングすることから始まります。

2. 利害関係人の調整

柔軟に設定ができるからこそ、複雑な相続関係を生み出し、 "争続"を生み出してしまう危険もありますので、家族での会議をオススメします。

3. 提案

委託者の**想い**や家族との関係性を踏まえた上で、私たちから信託活用のご提案を させて頂きます。

4. 信託手続

信託契約書の作成から始まり、公証役場での手続きや信託登記を司法書士が担当します。また、信託を活用するにあたり、税金分野を税理士が担当します。

■相談時に準備して頂きたい書類及び確認事項

- ①どのように財産を引き継ぎたいですか?
- ②固定資産評価証明書
- ③簡単な家族構成

家族信託に必要な費用の目安

家族信託はまだその組成実務を担う専門家が少なく、組成に伴うコンサルティング費用なども定まっていません。

不動産の登記や公正証書の作成などは、その内容に伴い一定の基準で費用が設定されています。しかし、信託制度の活用で最も重要なステップは、信託希望者の考えをきちんとヒアリングして、信託契約の形を設計する段階です。

どのような信託を組むかは、個々の状況や希望によってすべて異なります。後になって家族内でトラブルが発生することのないよう、事前のヒアリングに十分な時間をかけ、適切な信託組成の設計を行うことが必要であり、この段階に要する費用が最も多く占めることになります。

<組成にかかわる費用例>

- ●総資産3,000万円のケース(信託する財産:自宅+現金少々)
- 1:専門家契約書作成等費用…30万円
- 2:公正証書の作成費用…約3万円

合計費用:33万円(登記費用及び登録免許税等を除く)

上記の費用の他に以下が発生します。

- ①信託契約書を公正証書にする場合は、公証役場の実費 (確定日付の場合は1通あたり700円)
- ②信託財産に不動産がある場合の登録免許税及び司法書士費用 (固定資産税評価額の1000分の4。 ただし、土地信託の場合は固定資産税評価額の100分の3)
- ③信託契約書の作成費用
- ④信託監督人を置く場合の信託管理人司法書士または弁護士費用 (月額1万円~)
- *郵送費等の実費が発生します。

【当社がお手伝いできるサービス】

- ①家族信託・民事信託の仕組みを設計するコンサルティング及び信託契約書作成費用
- ②信託契約書の作成(遺言信託のご相談)
- ③遺言書の作成
- ④信託財産に不動産がある場合の登記
- ⑤信託監督人や受益者代理人、遺言執行者への就任
- ⑥家族信託・民事信託導入後のメンテナンスやアドバイス

CHECK!!

以下に該当する方は家族信託・民事信託が解決の糸口かもしれません!

家族信託・民事信託は、財産額に関わらず、多くのお客様にメリットがある制度です。 下記のチェック項目に当てはまる方をご紹介ください!

No ケース

認知症に対する不安・・・

- 1. 自分が認知症になる前に、不動産の管理・処分ができるように子供に権限を渡しておきたい
- 2. 万が一親が認知症になっても、相続税対策や賃貸物件の管理を継続させたいのだが何か方法はないだろうか

遺産分割に対する不安・・・

- 3. 二次相続が発生した後、遺産分割の不安や特定の希望がある (孫には遺産を渡したいが長男の嫁には渡したくない etc)
- 4. 前妻や前夫の連れ子がいる、内縁の配偶者、行方不明者、意思能力がない人がいるので、遺産分割協議がスムーズに行うことができないと予想される。

親なき後問題に対する不安・・・

5. 子どもや孫に、障碍のある子がおり、自身で財産管理をすることができない。自分の亡くなった後の生活保障をなんとかしたい(親なき後問題)

共有名義に対する不安・・・

6. 現在または将来、共有名義になる不動産や株式があり、今後遺産分割で揉める可能性があり心配

事業承継に対する不安・・・

- 7. 株式が経営者以外にも分散しているため、集約をさせたい。 (議決権集約型)
- 8. 株主が経営者1名のため、認知症になると経営がストップするためリスクを分散させたい。

活用事例1:相続対策を継続したいケース

相談ルート

税理士事務所

解決方法

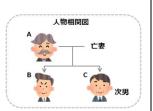
不動産信託+金銭信託

ご相談内容

Aさんは、最近体調を崩しており、ご高齢という事もあって、財産管理をお願いできないか?と顧問の税理士さんに相談されていました。委任契約や認知症に備えて任意後見制度の利用も案としてはありましたが、相続税対策を継続したいとのご要望があり、家族と一緒に解決策を模索されていました。

家族構成

本人A、長男B、 次男C



財産

- 1. 不動産
- ①ご自宅 ②収益不動産×2棟
- 2. 預貯金 約200万円

提案内容

Aさんの財産状況や要望は下記のようなものでした。

- ①相続税が発生する可能性が高いので、なるべく息子2人にかかる負担を減ら したい
- ②収益不動産は、2棟併せて収支が黒字になるため、息子たちに1棟ずつ引き継がせると、争族の原因になるのではないかと心配している。不動産を息子二人の共有にすることは、税理士さんにも反対されたので、どうやって引き継いでいけばいいか分からない
- ここで、何も対策をしない場合、次のリスクが考えられます。
- ① A さんが認知症などで判断能力を失った場合、財産は動かせなくなり相続税対策はできなくなる
- ②息子二人の遺産分割協議がまとまらず、争族に発展する

所得税・相続税対策として財産管理会社を設立し、収益不動産は法人へ移して しまうという方法がありますが、流通税(登録免許税・不動産取得税)が非常 に高額になってしまう点がネックになりました。それから、相続税対策を継続 していきたいとのご要望がありましたので、今後も不動産の建設や購入などを 検討する可能性を考えると、後見制度の利用は適切ではありません。

そこで、家族信託の活用が可能です。

財産管理法人を設立し、その法人を受託者として不動産や金銭を信託した上で、将来的には長男Bと次男Cに家賃収入を交付することができます。この方法ですと、受託者たる法人による不動産の売却や購入をすることで相続税対策も継続可能です。

活用事例1:相続対策を継続したいケース

解決までの流れ

まずは、委託者になるAさん、長男Bさん、次男Cさんの家族全員に、信託の内容をご説明させて頂きます。皆さまから同意をいただくことで、家族信託の具体的な設計がスタートします。信託の目的は、Aさんの認知症に備えた財産管理です。委託者A、受託者を新規に設立した一般社団法人X、第一受益者A、第二受益者B・Cとしました。委託者と受益者を同じAとする自益信託にすることで、贈与税は発生しません。

受託者を法人であるXにすることで、今後の不動産の処分や管理は、Xが主体となって金融機関や不動産会社と契約を締結できます。更に、第一受益者であるAさんが認知症になった場合に備えて、受益者代理人としてBを置き、信託事務が滞らないよう対策を打つことができます。

Aさんと法人Xで信託契約書を締結し、公証役場にて確定日付を付してもらいます。信託財産は、不動産及び金融資産ですから、信託を原因とする不動産の名義変更と金融機関にて受託者用の口座開設を行います。

ROINX

解決のポイント(家族信託を使う効果)

不動産を信託してしまえば、遺産分割協議の対象になりませんから、分け方で 揉める可能性はありません。一方、収益不動産からの収入は、息子二人に均等 に分けることができますから、受託者を介してそれぞれが受け取っていけばい いわけです。また、財産の管理・処分権限を受託者である法人が持っています から、委託者のAさんが認知症になっても相続税対策は継続して行えます。

コメント

不動産信託をする場合は、金銭も一緒に信託することをオススメします。 なぜなら、不動産を信託する場合、受託者への名義変更に費用がかかりますし、 翌年からは固定資産税の納税通知書も受託者宛てに届きますので、それらを信 託財産から支払うため、ある程度の金銭は必要だからです。

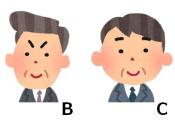
活用事例1:相続対策を継続したいケース

活用事例1のまとめ

● A さんの悩み : 認知症になったら相続対策ができない!



第二次受益者



Before

●従来の対策 : 成年後見制度

After

●これからの対策 : 家族信託の導入

活用事例2:不動産の共有持分を解消したいケース

相談ルート

不動産会社

解決方法

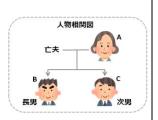
不動産信託+金銭信託

ご相談内容

Aさんは、Aさん名義の収益不動産を一棟お持ちです。しかし、建物の敷地になっている土地は、Aさんと長男B、次男Cの3人で3分の1ずつ共有しています。3人の心配事は、今はまだいいけれど、3人のうち誰か一人に何かあって判断能力を失ってしまえば、この不動産は動かせなくなりますし、誰か1人の名義にまとめようにも方法が分からない。更に、Aさんが亡くなった際の分け方も、どうするのが一番良いか分からないという事です。また、最近、セミナーで不動産を法人へ移すという手法や信託の事を耳にされたそうですが、それぞれの違いが良く分からないというご質問もあります。

家族構成

本人A、長男B 次男C



財産

- 1. 不動産 収益不動産×1棟
- 2. 預貯金 約600万円

提案内容

財産の状況から、相続税の心配はなさそうですが、共有している土地をどうにかしたいというご希望があるため、不動産を法人へ移す手法の検討に入ります。しかし、この土地は相続によって取得したものであるため、法人へ売却すると多額の譲渡所得税が見込まれる上に、不動産取得税や登録免許税が高額になる点がネックとなります。そこで、建物及び土地を法人に信託し、受益権として相続人全員に家賃収入を分配していく方法が最適です。

委託者A、B、C、受託者は新規に設立する一般社団法人X、受益者はA、B、Cという設計にします。Aが亡くなった後は、二次受益者としてB、Cに引き継ぐようにします。出口戦略として、受託者である法人が不動産を売却し、現金化できるようにしておきます。

活用事例2:不動産の共有持分を解消したいケース

解決までの流れ

まずは、新規に設立する財産管理会社へ売却して「不動産の所有権を移転」する場合と、財産管理会社を受託者として「信託」する場合の比較から説明を始めます。

所有権を移転させてしまうと、3人に対する譲渡所得税、名義変更にかかる登録免許税、不動産取得税の問題を考慮する必要があります。このケースでは、固定資産税評価額が1億円程度でしたので、各種の税金が600万円程度発生する見込みです。

さらに、法人が不動産を買い取るという形を取りますので、相応の売買代金も 用意しなければなりません。これに対して、信託の場合、売買代金の準備は必 要なく、譲渡所得税、不動産取得税は非課税、登録免許税は約5分の1で、不 動産の名義を受託者である法人Xに移すことが出来ます。

家賃収入の取り扱いという点で比較すると、売買で所有権を移転した場合、法人に家賃収入が入るので、法人Xに法人税が課税されます。3人へこの収入を還元する方法としては、それぞれが法人の役員となって役員報酬をもらうという手法になるでしょう。信託の場合は、法人はあくまで3人のために財産を管理・運用しているだけですから、家賃収入は受益者である3人に支払い、法人の収入となることはありません。個人所得で利益を受取るか、役員報酬としてもらうのかによってそれぞれの課税関係も変わってきますので、この点は専門家である税理士さんにシュミレーションをお願いします。

コメント

共有不動産の解消は、非常にご相談件数も多いのですが、多額の費用が発生する、各共有者との利益調整がうまくいかない、という点がネックとなり解決が難しい問題です。この点、信託を活用することでコスト面を削減し、「不動産を手放すわけではない」という意識から、共有者の協力も得られやすいように感じます。税理士さんとも協力しながら、家族全員がひとつずつ納得した上で信託を活用する事で、共有問題の解決をしていくことが可能です。

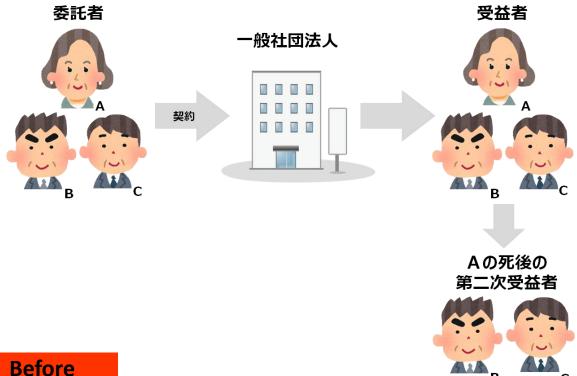
活用事例2:不動産の共有持分を解消したいケース

活用事例2のまとめ

● A さんの悩み : 土地が共有になっており、将来争続になる恐れがある

: Aが亡くなったときに遺産分割協議を必要とするので、 ●問題点

まとまらない可能性がある。



●従来の対策 : 財産管理会社へ譲渡

After

●これからの対策 : 家族信託の活用

活用事例3:長男の妻に財産を遺したくないケース

相談ルート

税理士事務所

解決方法

遺言信託+後継遺贈型受益者連続信託

ご相談内容

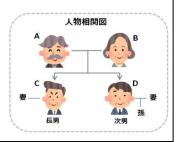
A さんから、遺言を書きたいとの相談です。 A さんが、どのように財産を遺したいのかヒアリングをすると、次のような想いをお持ちです。

「自宅は長男Cに継がせたいが、長男夫婦には子供がいない。長男Cが、自宅を引き継いだ後に亡くなった場合、長男の嫁が自宅を相続することになってしまう。やはり、自宅は血の繋がった家族に引き継いでいって欲しいし、そもそも、自分は長男の嫁があまり好きではない。」

どうやら、Aさんと長男Cの妻は、昔から折り合いが悪かったようです。Aさんと長男C、次男Dとの関係性は良好です。したがって、長男Cが亡くなった場合は、自宅を次男Dに引き継いで欲しいと希望されています。

家族構成

本人A、妻B、 長男C、次男D 長男の妻



<u>財産</u>

1. 不動産:自宅不動産

2. 預貯金:約100万円

提案内容

Aさんが想定していた遺言という方法での解決を考えてみましょう。

この場合、次のようなリスクが考えられます。

この想いを実現するためには、①遺言をA及び長男Cの2名に書いてもらう必要があります。しかし、②長男が遺言を書くかどうかは本人の気持ち次第であり、仮に書いてくれたとしても③遺言はいつでも自由に書き換える事ができます。したがって、Aさんの想いを実現できるかどうかという点において、不確実な方法であると言えます。

そこで、遺言信託の活用が考えられます。遺言で信託を発生させ、委託者A、受託者次男D、第一受益者は長男C、第二次受益者は次男Dという「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」を活用します。遺言では、二次相続以降まで決めておくができませんので、信託の活用がぴったりな事案です。長男Cの相続が発生した時に、妻が次男Dに対して遺留分を主張する可能性もありますので、預貯金及び生命保険を残し、これに備えておく事とします。

活用事例3:長男の妻に財産を遺したくないケース

解決までの流れ

契約で信託を発動させるのではなく、遺言を作成し、本人が亡くなった時に信託を発動させるので、当初の手続きとしては、公証役場にて遺言を作成するだけです。

ROINX

解決のポイント(家族信託を使う効果)

家族信託を活用すると二次相続以降の承継先を決めることができるというのが、 最大のメリットです。子供がいない夫婦や、再婚して先妻の子と後妻の子がい るケースなどにも有効に活用できると思います。

コメント

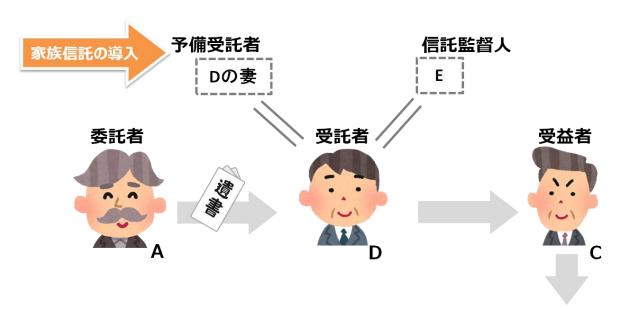
遺言のご相談者は年々増えています。信託を活用する事で、財産承継の幅が格段に広がりましたが、遺言を作成する時と同様に遺留分には気をつける必要があります。

活用事例3:長男の妻に財産を遺したくないケース

活用事例3のまとめ

● A さんの悩み : 長男夫婦には子どもがいない。長男に何かがあれば、長

男の妻が財産を引き継ぐ。



第二次受益者

Before

●従来の対策 : 遺言、死因贈与

After

●これからの対策 : 家族信託の導入

活用事例4:孫に特定の時期にお金を贈与したいケース

相談ルート

保険会社

解決方法

遺言信託(遺言代用信託)

ご相談内容

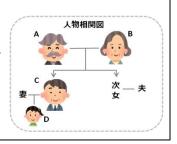
Aさんから次のような相談です。

「私が亡くなった後も定期的に孫への経済的な支援を検討している。今すぐ渡してもいいけれど、先に使ってしまっては困るので、孫 D が資金を必要とする時期に渡すようにしたい。」

この件は、信託銀行でも相談されたようですが、どうしても費用がかかってしまうため、別の方法を模索しているそうです。具体的な時期としては、孫Dの高校卒業時に500万円、大学卒業時に500万円、結婚式を挙げることになったら500万円を渡したいとの希望です。

家族構成

本人A、夫B、 長男C、孫D



財産

預貯金 約200万円

提案内容

遺言によって財産を遺したとしたら、亡くなった瞬間に全額を孫が受け取る事になるので、浪費してしまう可能性もあります。

そこで、信託銀行と同じ仕組みを、家族信託で実現できないかを検討します。まず、Aさんが亡くなった時を信託の効力発生とする遺言を書きます。委託者A、受託者は長男C、受益者は孫Dです。信託契約の内容として、受託者は、受益者の高校卒業時、大学卒業時、結婚式を挙げる時に指定した額の金銭を給付するようにしておきます。こうすれば、Aさんが、亡くなっても、受託者である長男Cが金銭を段階的に孫Dに渡していくことができます。

さらに、このようなケースでは、受託者Cが適正に管理をしているかをチェックするために信託監督人を置くことや、未成年である受益者のために受益者代理人を置いて、受益者代理人から贈与の指示をすることまでできれば、理想的です。

活用事例4:孫に特定の時期にお金を贈与したいケース

解決までの流れ

遺言の作成により、ひとまず手続きは完了です。あとは、定められた時期ごとに、孫へ金銭を給付していくことになります。ここまでにかかる期間は、2週間程度です。なお、贈与税は、信託を行った年の翌年3月に申告を行います。

801N>

解決のポイント(家族信託を使う効果)

家族信託を活用すると、贈与のタイミングを予め定めておくことができます。 さらに、贈与する方が途中で認知症になった場合でも、問題なく財産を渡せる ことが最大のメリットです。税が関連する信託は、きちんと契約書を作成して おかないと、税務署からの指摘を受ける場合もありますので、税理士などの専 門家と協力しながら取り組むのが理想です。

活用事例4のまとめ

● B さんの悩み : 孫たちにライフステージごとに贈与したいけど、認知症 だったらできない

家族信託の導入

信託監督人司法書士

委託者

遺言信託

受託者 //

受益者

受益者 代理人

Before

●従来の対策 : 暦年贈与

After

●これからの対策 : 家族信託の導入

残余財産の帰属先



活用事例5:事業承継に備えるケース

相談ルート

税理士事務所

解決方法

不動産信託+金銭信託+株式信託

ご相談内容

Aさんは、Aさんが経営している会社を、長男Cに継がせたいと考えています。 そこで、自社の株式を長男Cに譲っていきたいのですが、現時点で全ての株式 を譲渡してしまうと、贈与税が高額になってしまいます。また、現時点で息子 に経営権を全て持たせるのは、時期尚早だとも思っています。そこで、株価対 策を行いつつ、少しずつ時期をずらして譲渡しているそうです。

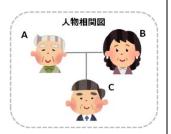
しかし、つい先日、A さんは階段で転んでしまい、幸い足の怪我だけで済んだものの、以前のように自由に出歩くことができなくなってしまいました。銀行の手続きなども本人が行くのは一苦労なので、息子を代理で行かせたいのですが、代理人が行くとなかなか銀行の窓口で受け付けてもらえず、非常に不便な思いをしています。

A さんは、まだまだ元気なつもりでしたが、今回の出来事で「いつ自分に何があるかわからない、そうなっては、今まで会社を円滑に継がせようと計画してきたことが水の泡になってしまう…」と危機感を抱きました。

そこで、Aさんは長男Cにも相談して、何か対策を立てようという事になっています。

家族構成

本人A、妻B、 長男C



財産

- 1. 不動産
- ①ご自宅 ②収益物件
- 2. 預貯金 約500万円
- 3. 自社株

総株式数500株のうち400株

提案内容

このケースでは、委託者をA、受託者をC、受益者をAとする契約信託の活用ができます。信託する財産は、不動産、現金、株式です。

当初は自益信託の形を採って、贈与税の発生を回避します。受託者の権限として、不動産の処分や金融機関等との取引ができる内容を定めておきます。こうすることで、銀行手続きは、受託者である長男Cが行うことになりますから、手続きもスムースに進みます。

活用事例5:事業承継に備えるケース

さらに、もしAさんに何かあっても、長男Cが受託者として相続税対策を継続して行うことが出来ます。ここで、このままの状態ですと、自社の株式は受託者であるCに移りますので、議決権の行使もCが行うことになります。

Aさんが、まだ経営権を渡すには早いと仰っていたことを考えると、議決権の行使を指図できる「指図権」というものをAさんに持たせるように設計します。そうすることで、Aさんが元気な間は経営権を行使することができ、認知症等で判断ができなくなった時は、Cさんに経営権を渡すという構図が出来上がります。

解決までの流れ

A さんと C さん、それから A さんの配偶者 B さんにもご説明を行い、納得して頂いてから開始となります。

信託を活用することによって、今の時点では私たちが想定していない事態が起きる可能性はある旨は説明させて頂きます。

何もしないリスクと信託を活用する際のメリットを比較しながら、対策を行うかを最終的に決定することになります。

OINX

解決のポイント(家族信託を使う効果)

多数の株式を保有しているオーナー様の場合、認知症になってしまい、議決権が行使できないのは事業上の大きなリスクです。しかし、まだ会社を任せるには早いと考える社長も多いのではないでしょうか。

今回のように、贈与税を発生させずに株式を承継させ、元気なうちに議決権の行使につき指示できるのは、信託ならではの手法だと言えます。

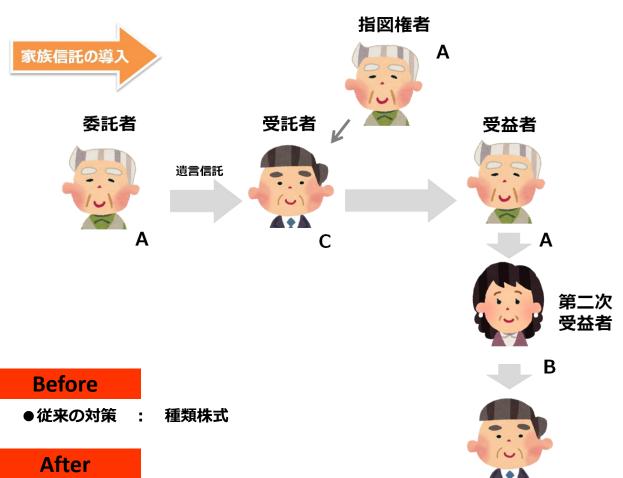
さらに、その他の財産に関しても、継続的に相続税対策ができますので、事業だけではなく、その他の財産まで含めた承継スキームを組み立てることができます。

活用事例5:事業承継に備えるケース

●これからの対策 : 家族信託の導入

活用事例5のまとめ

●Aさんの悩み : 長男Cに株を譲渡したいが、経営を任せるにはまだ早い。



C

活用事例6:障がいを持つ長男のために家族信託を活用したケース

相談ルート

介護施設

解決方法

不動産信託+金銭信託

ご相談内容

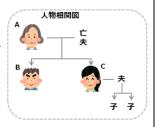
A さんと長女のCさんからのご相談です。A さんが高齢になってきたので、相続について考えています。A さんは遺言を検討していますが、A さんの想いは、次のようなものです。

「長男Bは、先天的に精神的な障がいを持っており、財産管理に不安がある状態。今は色々と手助けをしているけど、自分が亡くなった後、長男Bの生活が心配。とにかく、長男の生活のために、まとまったお金と収益不動産の家賃を渡せるような遺言を書いておきたい。その上で、自分は、そろそろ介護施設に入って子どもたちに迷惑がかからないようにしたい。当面、自宅はそのままにしておいて欲しいけれど、将来的に戻る見込みがないような状況になったら、売却しても構わない。」

ここで、唯一安心できるのは、Aさんが亡くなった後、長男Bの面倒は長女Cが責任をもって見ると日頃から言ってくれていることです。

家族構成

本人A、長男B、 長女C



財産

- 1. 不動産
- ①自宅不動産 ②収益不動産
- 2. 預貯金 約6000万円

提案内容

このケースでは、信頼できる長女Cが協力していただけるということであるため、委託者をA、受託者を長女C、第一受益者A、第二受益者をBとする契約信託が考えられます。

信託財産は、金銭及び不動産です。信託契約の内容としては、Aさんが亡くなったら、収益不動産の家賃収入を受益者である長男Bに渡すように設定しておき、生活資金を確保します。

また、自宅不動産を受託者の権限で売却できるようにしておけば、Aさんが認知症になっても売却ができます。このケースでは、信頼できる長女が受託者なので敢えて設定する必要はありませんが、受託者が勝手に不動産を売却できないように信託監督人を置き、売却時には信託監督人の同意を得る必要があるという信託にする事もできます。

活用事例6:障がいを持つ長男のために家族信託を活用したケース

解決までの流れ

委託者であるAさんと、受託者である長女のCさんで、信託契約を行います。 出来上がった信託契約書は、公証役場で確定日付を付します。 これをもって、不動産の名義は、受託者のCさんへ変更。金融機関で受託者の 口座を開設します。

ROINX

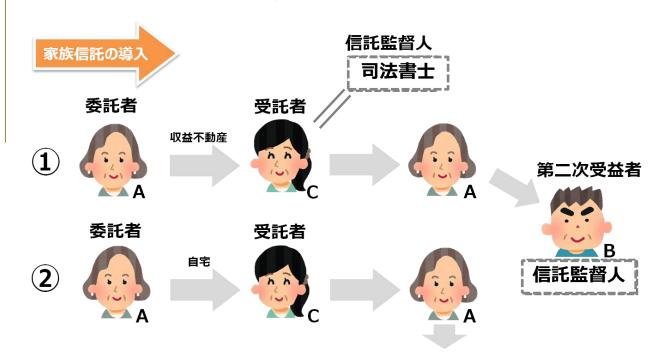
解決のポイント(家族信託を使う効果)

遺言で長男に財産を遺してしまうと、長男自身は財産を管理する能力に乏しいので、成年後見制度を活用することになるでしょう。そうすると、財産の柔軟な運用は難しくなります。さらに、自宅の売却も必要があれば行うという事ですから、委託者が認知症等になっても、スムースに売却できる状態を作っておける点も、信託のメリットとして挙げられます。障がいを持つご家族のために、自分の死後も定期的な支援を行いたいと考える方は多いのではないでしょうか。このようなご要望にお応えできるのも、信託の特徴です。

活用事例6:障がいを持つ長男のために家族信託を活用したケース

活用事例6のまとめ

● A さんの悩み : 自分が亡くなった後に、長男 B の面倒や生活が不安



残余財産帰属者



Before

●従来の対策 : 贈与、成年後見

After

●これからの対策 : 家族信託の活用

活用事例7:土地を信託したケース

相談ルート

ハウスメーカー

解決方法

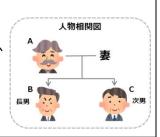
土地信託+金銭信託+遺言

ご相談内容

Aと長男Bは、相続税対策としてハウスメーカーと収益不動産の建設について相談中です。ハウスメーカー主催のセミナーで家族信託の話しを聞き、認知症に備えて活用したいというご希望があります。

家族構成

本人A、配偶者、 長男B、次男C



財産

- 1. 不動産 自宅、土地×2筆
- 2. 預貯金 約7000万円

提案内容

家族信託のメリットは、もちろん、Aさんが認知症になっても、計画している 収益不動産の建設を継続して行っていける点です。一方、デメリットとしては、 金融機関の融資が不透明だというところです。一部の金融機関では対応していますが、まだ一般的ではありませんから、事前に十分協議する必要があります。このケースでは、収益物件を立てる予定の土地①につき委託者をA、受託をB、 受益者A とする契約を行い、土地を信託財産として設定します。

もう一方の土地②は、委託者A、受託者C、受益者Aとするような内容にしています。相続税対策として建物を建設する計画ですから、受託者B及び受託者Cには、ハウスメーカーや金融機関等との契約ができるような権限を持たせておきます。

さらに、長期的な取り組みになるので、B及びCをお互いの予備受託者にします。また、配偶者には遺言で自宅不動産及び現金の一部を残すようにしています。

活用事例7:土地を信託したケース

解決までの流れ

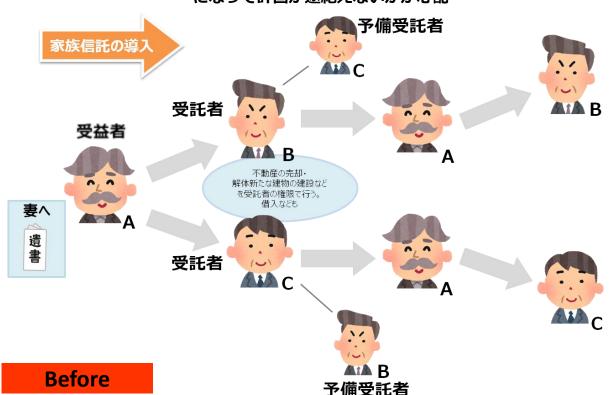
家族全員にご説明を行った後、信託の契約案について検討を行います。 まずは、信託契約の締結と確定日付の手続きです。これと平行して、公正証書 遺言も作成します。できあがったら、速やかに息子名義へ土地の名義を移しま す。

コメント

認知症対策が今後も必要かどうかというのは、ひとつ家族信託を活用する基準になろうかと思います。

活用事例7のまとめ

● A さんの悩み : 相続税対策のために不動産を建設するが、途中で認知症になって計画が途絶えないかが心配



●これからの対策 : 家族信託の活用

●従来の対策 :

After

建設以外の方法を検討

最後に

家族信託に限らず、家族の中で、相続や認知症になった場合を想定しての話題はなかなかしにくいものです。親が認知症を発症してしまった後で、「家族信託を使えないか」という相談が多いのも事実です。ですが、残念ながら認知症などによって意思判断能力を失ってしまった後では、いかなる契約行為もできません。自分自身や親が元気な間は、確かにこうした話題は出しにくいでしょう。しかし、唯一といってよいタイミングは、実は限られています。

どんなに今は元気で強気な人でも、ちょっとしたきっかけで「将来に対する不安・心配」を感じるときは必ず来ます。**自分自身の相続や資産承継について、あるいは残された家族について考えて始めるこの時期こそが、家族信託を検討する「最後のタイミング」です。**

このタイミングは、人により到来する時期がまったく異なります。 まだ若く元気な時期からこうしたことを考える人もあれば、本当に身体の自由が 利かなくなって初めて「不安」を感じる人もいます。

いずれにしても、「**不安や心配を感じたタイミング」が家族信託を検討するタイ ミングです。**

そして大切なことは、「検討するときは、しっかりと検討する」ということです。 先述しましたが、意思能力や判断能力が失われてしまうと、もはや手遅れです。 もし、本格的にその兆候が現れたならば即時に手が打てるようしっかりと検討し、 今すぐ信託契約を実行せずとも、少なくともその準備をしておくことが大切です。

本冊子でご紹介する家族信託が、そうした問題を考えるヒントになればこれに勝る喜びはありません。

おまかせください。これからのこと。 人に。社会に。プラスになる。 私たちは、プラス事務所グループです。

プラス事務所 行政書士法人

- •各種許認可申請
- ·遺産分割協議書等

プラス事務所 司法書士法人

- ·民事信託
- •成年後見
- •不動産登記
- ·企業法務 etc.

プラス事務所 土地家屋調査士法人

- •新築表題登記
- ・土地の確定測量
- ・分筆、合筆の登記 etc.

株式会社 プラス相続手続センター

- ・ 金融機関の相続手続代行
- ・遺言書作成サポート
- ・各種相続手続の相談 etc.



プラス事務所税理士法人

- •相続税の申告
- •確定申告、準確定申告
- ・法人税の申告 etc

一般社団法人 プラスらいふサポート

- ・身元保証サービス
- 見守りサポート (緊急時駆けつけサービス)
- •死後事務委任 (遺品整理·葬儀·納骨手配) etc.

株式会社 プラスエスクロートラスト

- •不動産売買取引の仲介
- ・不動産情報の提供 etc

プラス事務所シームレスサポートは、

お客様が安心して生涯を過ごしていただけるよう、

大切な"財産の承継"をはじめ、

さまざまなサポートを

プラス事務所グループの6つの法人が一体となり、

シームレス(継ぎ目のない)に行う

ワンストップサービスです。









CONTENTS

生前対策

- □遺言書
- □贈与

ブラス事務所

ル

ムレスサポ

□ 民事信託

介護施設 入居

- □ 身元保証
- □見守り
- □死後事務委任

判断能力 低下

- □ 法定後見
- □任意後見

死後事務

- □ 葬儀喪主代行
- □ 納骨
- □遺品整理手配
- □役所の諸手続き

相続手続き

- □戸籍収集
- □遺言執行
- □ 相続登記
- □預貯金の解約
- □株の売却

身元保証とは

介護・福祉施設への入居や病院への入院のときに、 費用の連帯保証を行なったり、緊急時の連絡先にな ることです。



ケース1

ケース4

身寄りがいない。

ケース5

ケース2

子がいなくて将来が不安。

兄弟姉妹はいるが高齢。

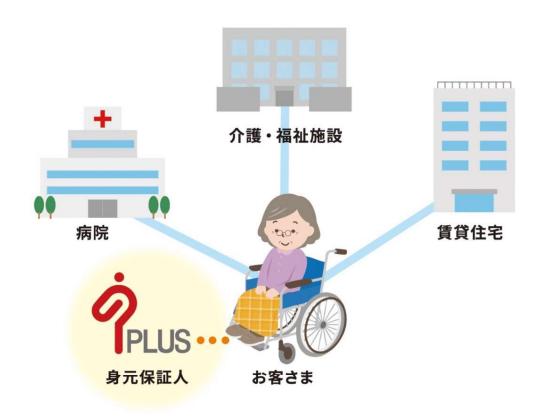
親族に負担をかけたくない。

ケース3

知人に保証人を頼みたくない。

ケース6

親戚が遠方にしかいない。



身元保証人の役割



身元引受

万が一のときの緊急かけつけや 病院・施設のさまざまな対応な ど、身の回りのサポートをします。



連帯保証

入居している施設や住宅の家 賃・管理費、病院の医療費など を連帯して保証します。

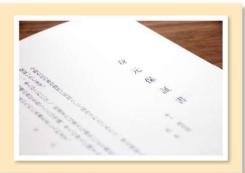
プラスらいふサポートの身元保証サービス

万が一のときにも身元保証人がいる。そんな安心できる日常を提供しています。

病院に入院する

入院手続きや医療費の連帯保証、医師説明時の立会いなど、 入院するときに必要なサポートを行います。

また、緊急連絡先として入院中の万が一にも対応します。





施設に入居する

入居契約時の立会いやケアマネージャー・介護士との打ち 合わせ、施設利用料・管理費・食費等の施設への月額費の 連帯保証など、入居する時に必要なサポートを行います。ま た、緊急連絡先として入居中の万が一にも対応します。

住宅を借りる

賃貸借契約時の立会いや家賃の連帯保証など、住宅を借り るときに必要なサポートを行います。

※見守りサポートが必要な場合は提携先をご紹介します。





日常の生活サポート

日常生活における様々なお困りごとをお手伝いします。

- ・買物代行や付き添い ・引っ越しのお手伝い
- ・入院手続き代行 ・通院の付き添い など

※要した時間に応じて別途費用が発生します。

身元保証サービスは、お客さまが自分に合わせて 選べるプランを準備しています。

成年後見サポート 将来の判断能力の低下に備える制度。

成年後見制度とは

加齢や認知症などによって判断能力が衰え、財産侵害 を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすること が無いように法律面や生活面をサポートする制度です。



○判断能力の有無で異なる2つの成年後見制度

任意後見(判断能力あり)

将来、加齢や認知症などによって判断能力が衰えた時に備えて、あらかじめ支援者(任意後見人)を決めて おく制度です。財産管理や生活面など、具体的な希望を支援者に頼んでおくことができます。

支援の開始は、本人の判断能力がなくなり、家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任してからです。



○任意代理契約

判断能力がしっかりしているときから、財産管理や身上保護を依頼する契約です。判断能力があっても「財産の管 理が不安」「体が思うように動かず管理が難しい」といった方をサポートすることができます。

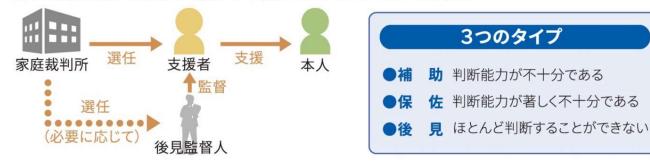
この契約は、判断能力の低下により終了し、成年後見制度での支援に切り替わります。任意後見契約と同時に 契約しておけば、続けて支援をしてもらうことが可能になります。

任意代理契約

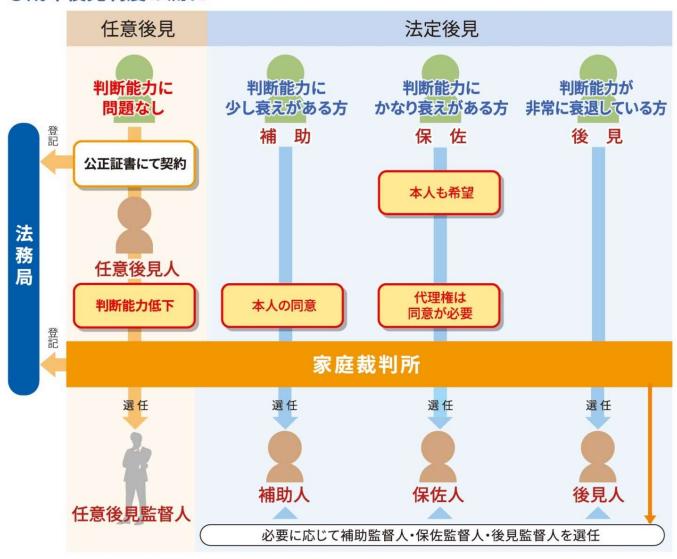
成年後見制度

法定後見(判断能力なし)

すでに判断能力が低下している方に対して家庭裁判所が適切な支援者を選ぶ制度です。支援者は、判断 能力の程度に応じて補助人・保佐人・後見人の3つのいずれかになります。



○成年後見制度の流れ



任意 後見

任意後見契約公正証書 作成サポート



成年後見人(補助人・保佐人) 申立サポート



資料の収集

戸籍・住民票・登記簿謄本などを取得します。



資料の収集

戸籍・住民票・登記簿謄本などを取得します。



契約書案の作成

委任内容を確認のうえ、案を作成します。



申立書類の作成

内容をヒアリングし、申立書類を作成します。



公証人とのやりとり

日程の調整やその他公証人との連絡を行います。



書記官(家庭裁判所)とのやりとり

日程の調整やその他連絡を行います。



任意後見人の受任

弊所が任意後見人を受任します。



補助人・保佐人・後見人の受任

弊所が補助人・保佐人・後見人に就任します。 ※後見人等は、家庭裁判所の裁判官が決めるため、 弊所が就任できないケースもあります。

エンディングサポートとは

亡くなった後の各種連絡や葬儀・納骨・遺品整理など、一般的には親族が行っている手続きを、弊社が行うサービスです。このサポートは、契約時に葬儀の内容や納骨場所など委任する内容の詳細を打ち合わせします。



ケース1

<mark>親族と疎遠であり、任せる</mark> <mark>方が</mark>近くにいない。

ケース2

親族はいるが関係が希薄で迷惑をかけたくない。

ケース3

手続きはプロに任せて、親族 には供養に専念してもらいた い。

○プラスらいふサポートのエンディングサポート



○エンディングサポートの内容



親族や友人などへの 連絡



通夜•葬儀



納骨・永代供養など



医療費・施設費などの 未払金の精算



行政官庁などへの届出



公共料金などの連絡と停止



家財道具や生活用品などの 遺品整理



SNSなどのアカウント削除

死後事務委任契約の締結

契約内容に基づき業務執行

現在ご逝去

○エンディングサポートにかかる費用

[契約の時]

死後事務委任契約 契約事務手数料(原則、公正証書を作成します) ※別途、公証役場の手数料がかかります。

[執行の時]

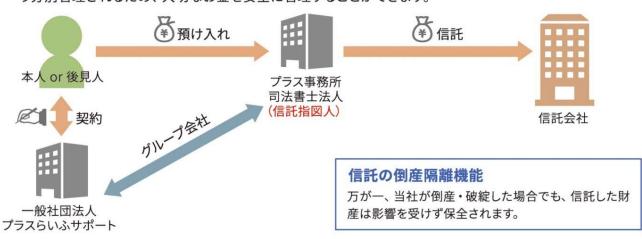
執行報酬	委任内容による
葬儀代金	直葬・家族葬・一般葬 など
御布施	通夜・葬儀・納骨・永代供養・戒名 など
遺品整理費	一軒家・マンション・アパート・高齢者施設 など
予備費	差額ベット代・未払金精算・不足金に充当など

○執行費用の2つの精算システム

預託管理システム

執行に係わる諸経費を事前に計算し、"全額"お預けいただくシステムです。

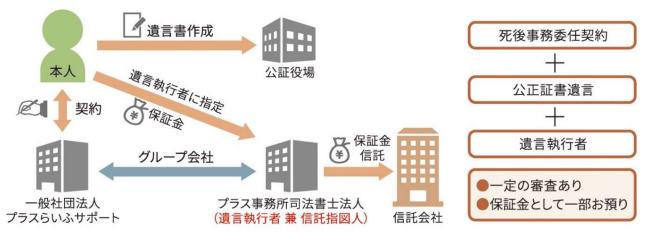
預り方法は、金融庁の登録・監督を受けている信託会社に信託する方法を採用しています。「信託法」により分別管理されるため、大切なお金を安全に管理することができます。



遺産精算システム

執行に係わる諸経費を事前に計算し、"遺産"の中から精算するシステムです。

本システムは、一定の審査があります。また、死後事務委任契約とあわせて公正証書遺言を作成し、遺言執行者にプラス事務所司法書士法人を選任することで、事前に費用を預かることなくサポートを受けることができます。



遺言書とは

遺言者の意思を表したもので、相続時に財産を承継させる 人を指定し、相続トラブルを未然に防ぐために有効な手段で す。法律で定められた方式によって作成するので、相続時に その効力が生じ、遺言者の意思を実現させることができます。



メリット1

相続トラブルを防ぐ

遺産の分割方法を指定する ことで相続トラブルを未然に 防ぐことができます。

メリット2

相続手続きの簡略化

遺言執行者を指定することで、 遺言執行者のみで相続手続き が行えます。

メリット3

意思を伝える

書

自分の願いや思いを相続人に 伝え託すことができます。

○遺言の種類

遺言書の作成方法は、法律で厳格に定められています。 ここでは、代表的な「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」を紹介します。

公正証書

公証役場で

公証人が作成



作

成



自筆証書

本人が本文を自筆で作成

※財産目録のみワープロ可

※証人2名の立会い公証役場で保管

遺言者は正本または謄本を持ち帰ることができます。



保管



ご自身で 保管します。



法務局で保管します。

法務局保管制度

検認が不要

家庭裁判所の検認を受ける必要がありません。



検認



検認が 必要



検認が 不要

※検認は、P19を参照

メリット

- ◆家庭裁判所の検認が不要
- ◆紛失・変造・不備の心配がない
- ◆死後の手続きがスムーズ
- ◆手軽に書ける
- ◆費用0円
- ◆誰にも知られずに作成できる
- ◆証人が不要

- ◆手軽に書ける
- ◆証人が不要
- ◆検認が不要
- ◆紛失・変造の心配がない

デメリット

- ◆費用がかかる
- ◆証人2名が必要
 - ※証人は、推定相続人や直系血族で ない成年者
- ◆不備で無効になることがある
- ◆紛失・変造・隠蔽の恐れがある
- ◆家庭裁判所での検認が必要
- ◆不備で無効になることがある
- ◆多少の費用がかかる
- ◆法務局への本人持込みが必要

※法務局の保管制度を利用する場合は不要

○遺言執行者

遺言執行者とは、遺言を実現するために必要な手続きを行う人です。遺言書の中で指定でき、遺言執行者の指定は任意です。遺言執行者の指定がない場合、指定された人が辞退、または死亡などでいない場合は、相続人または受遺者が家庭裁判所に選任の申立てを行うことができます。

■遺言執行者を指定すべきケース

- □ 不動産や株式を売却して相続させたい
- □ 国や自治体、法人に遺贈したい

■遺言執行者を定めるメリット



相続手続きを スムーズに行える

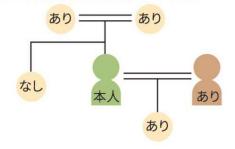


専門家に手続きを 任せることができる

○遺留分

遺言書がある場合でも、一定の相続人には法律上留保される権利があります。

■相続関係と遺留分の有無



■遺留分の割合

相続人	遺留分の割合		
配偶者のみ	1/2 × 法定相続分		
直系卑属のみ	1/2 × 法定相続分		
配偶者と直系卑属	1/2 × 法定相続分		
直系尊属	1/3 × 法定相続分		

遺言 作成

公正証書遺言作成サポート

資料の収集から完成までを全てサポート

公正証書遺言作成サポートは、戸籍など資料の取集、遺言書案の作成やアドバイス、公証人とのやりとり、証人2名の立会いなど、作成をトータルサポートします。

また、遺言執行者として、受遺者へ財産を相続(または遺贈)させるまでサポートします。

「サポート内容]



資料の収集

戸籍・住民票・登記簿謄本などを取得します。



財産目録・相続関係図の作成

遺言内容を決めるうえで必要な情報を整理します。



スケジュール管理

作成までのスケジュールを立て計画的に進めます。



遺言執行

弊所が「遺言執行者」となり、遺言を実現するサポートをします。(執行報酬別)



遺言書の文案作成・アドバイス

遺言の内容を伺い、文案の作成やアドバイスを 行います。



公証人とのやりとり

公証人との打ち合わせや日程調整など、全て行います。



証人2名の立会い

作成日は、弊所から証人が2名立ち会います。



遺言書の保管

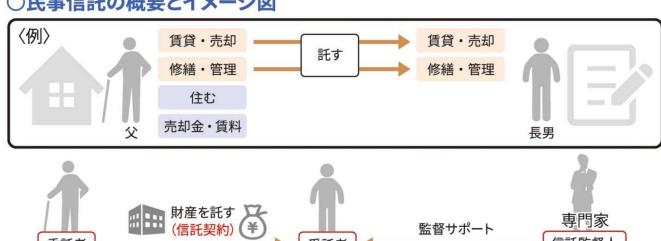
遺言執行を申込いただいた場合は、遺言を保管 いたします。(保管費別)

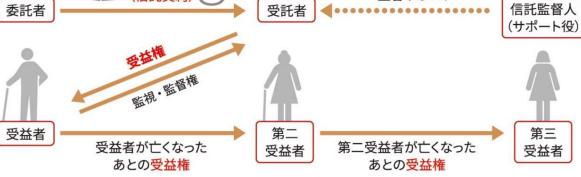
民事信託とは

不動産や金銭などの財産を特定の人・目的のために、その 財産の使い方(管理・移転・処分等)を信頼できる人に任 せる仕組みのことです。



○民事信託の概要とイメージ図





民事信託手続きサポート(愛称:家族の架け橋)

資料収集からご要望に合った信託スキームの提案と契約書の作成

民事信託手続きサポートは、お客様のお悩みやご要望を伺い、最適な信託スキームを提案し契約 書を作成します。

成年後見制度や遺言書では、実現できなかった新たな財産の管理・承継の方法をご提案します。



資料の収集

必要な資料などを収集します。



専門家とのやりとり

司法書士や税理士、弁護士と打ち合 わせします。



アドバイス、契約書案の作成

ご要望に適した信託スキームを提案 し、契約書の案を作成します。



公証人とのやりとり

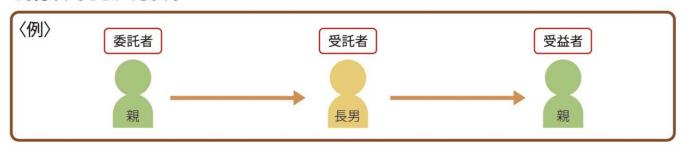
公証人との打ち合わせや日程調整な ど行います。



その不安、民事信託で解消できます。

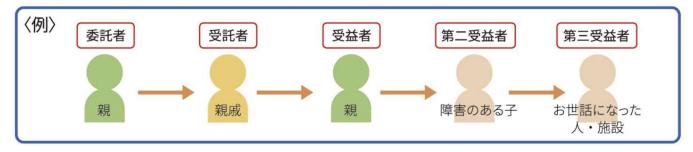
親が認知症になったら、不動産を売却して売ったお金で老人ホームへ入居できる?

不動産の所有者が認知症になり、判断能力が低下すると売買契約(法律行為)ができなくなります。その場合、成年後見人を選任し、代わりに契約をしてもらわなければなりません。しかし、成年後見人の選任には、費用と時間がかかります。また、自宅の処分には家庭裁判所の許可が必要です。下記〈例〉の信託契約により、親が認知症になっても売却することができます。



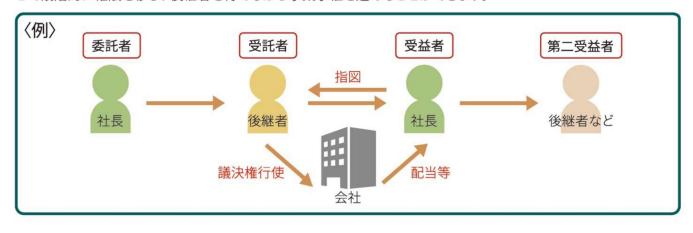
私が亡くなった後、障がいのある子の将来が心配です。遺言書を作成するだけで足りますか?

遺言書で障害のある子に財産を承継させるとその財産を管理する「成年後見人」が別途必要になるケースがあります。また、将来その子が亡くなった時、その子に相続人がいない場合、遺言書を作成しない限り、財産全額が国庫に帰属します。下記〈例〉の信託契約により、障害のある子の亡き後も財産の承継先を指定先することができます。



経営者が万が一ケガや病気で意識不明になった場合に会社の経営は大丈夫?

社長の交代などを行う場合は、株主総会を開き決議を行う必要があります。しかし、大株主である社長が意識不明になった場合、決議ができず会社の経営が止まってしまいます。下記〈例〉の信託契約により、後継者の成長に合わせて段階的に権限を移し、後継者を育てながら事業承継を進めることができます。



相続手続きとタイムスケジュール

相続手続きは、多岐にわたります。手続きは、簡単にできるもの、複雑で面倒なもの、専門家へ依頼すべきものなど様々です。また、期限がある手続きがあり、優先順位をつけることが重要です。手続きをスムーズに進めるには、必要な手続きを把握し、スケジューリングを行いましょう。



○一般的な相続手続き

□ 死亡届	□戸籍の収集	□ 光熱費
□ 火葬埋葬許可申請	□遺産の調査	□ 住宅ローン
□ 健康保険証の返還	□ 遺産分割協議書の作成	□ 賃貸契約
□ 相続税の申告	□ 遺言書の検認	□ 保証債務
□ 準確定申告	□ 相続放棄・限定承認	□ 会社役員変更
□ 年金の手続き	□ 不動産名義変更	□ クレジットカード
□ 自動車の名義変更	□ 預貯金の解約	□ 葬祭費の請求
□ 生命保険の請求	□ 株式の名義変更・売却	□ 会員権の名義変更・売却

○相続手続きのタイムスケジュール

3ヵ月以内

相続発生(被相続人の死亡又は失踪宣言)

遺言書の有無の確認

*遺言書がある場合は遺言書の検認・開封

■遺産(負債を含む)の概要把握

相続の放棄・限定承認

4ヵ月以内

被相続人の準確定申告

■相続人の確定

10ヵ月以内

HANDY COS THE PERCENT

- ■遺産の評価額の確認
- ■遺産分割協議
- *協議不成立の場合は家庭裁判所にて、遺産分割の調停や審判
- *協議成立の場合は遺産分割協議書を作成

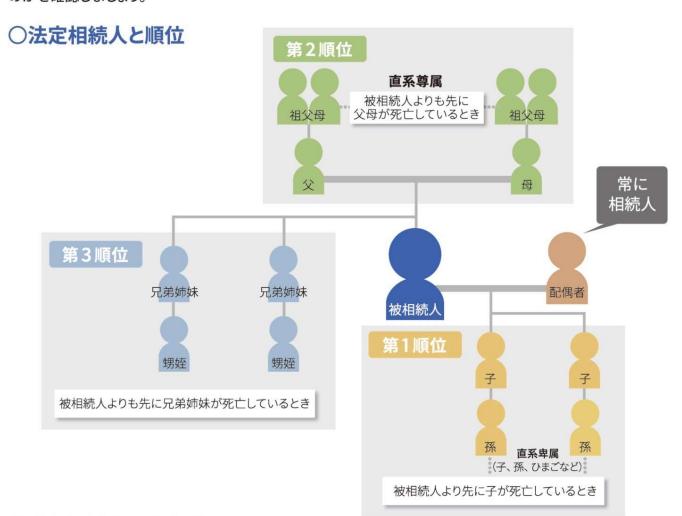
遺産分割手続き(名義変更・換価処分)

相続税の申告・納付

法定相続人と法定相続分

法定相続人とは、法律上相続する権利のある人のことです。

法定相続分とは、法定相続人が財産を相続できる割合のことです。相続人が誰で相続分がどのくらいあるのかを確認しましょう。



○法定相続分の割合表

相続人の順位	相続人	法定相続分	
第1順位 配偶者と直系卑属	配偶者	1/2	
	直系卑属 (子・孫など)	1/2	1/2を子の数で分割 (例)子2人の場合 1/2÷2人=1/4(人)
第2順位 配偶者と直系尊属	配偶者	2/3	
	直系尊属 (父母·祖父母)	1/3	1/3 を両親で分割 (例) 両親健在の場合 $1/3 \div 2$ 人 = $1/6$ (人)
第3順位 配偶者と兄弟姉妹	配偶者	3/4	
	兄弟姉妹 ※(甥姪)	1/4	1 / 4 を兄弟姉妹の数で分割 (例) 兄弟姉妹2人の場合 1/4÷2人 = 1/8(人)

遺産分割協議とは

相続人全員で遺産の分割方法を決める協議のことです。 相続人の一人でも欠けると成立しません。



○遺産分割の3つの方法

遺産を分割する方法には、現物分割、代償分割、換価分割の3種類の方法があります。

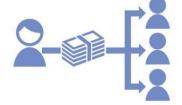
現物分割

預貯金・不動産・証券など、遺産をそのままのか たちで分割する方法です。



代償分割

遺産を法定相続分以上に相続した相続人が、他の相続人との間に生じた不公平な部分を金銭で調整する方法です。



換価分割

不動産や有価証券などの遺産の一部または全部を売却して、その代金を相続人で分ける方法です。



遺産分割協議書

遺産分割協議書とは、遺産分割協議の結果を書面にしたものです。 作成するかは任意ですが、協議が成立した後、相続人間のトラブルも防ぐためにも作成することをお勧めします。

遺産分割協議書の作成要件

法定相続人全員分







遺産分割協議書のメリット

将来のトラブル回避



口頭だけの協議では協議が成立した 証拠が残らないため、トラブルになる 可能性があります。

相続税

相続または遺贈により財産を取得した相続人または受遺者に対して課される国税です。相続の開始を知った日の翌日から10ヵ月以内に申告と納税を行わなければなりません。



○相続税の仕組み



○相続税の主な特例と控除

〈生命保険金控除〉

500万円× 法定相続人の人数

〈死亡退職金控除〉

500万円× 法定相続人の人数

〈配偶者控除〉

1億6,000万円

法定相続分

いずれか大きい金額まで 相続税が0円

〈小規模宅地等の特例〉

※限度面積330 ㎡



1億円

・相続人など ・自宅の土地を取得

・申告期限まで

▲80%

・継続して居住

土地 ▶ 2,000万円

○相続税申告までの流れ

①資料収集 -

▶ ②遺産分割協議 ──

③税務署へ申告



- 残高証明書
- 登記事項証明書
- ・固定資産税評価証明書など
- 6
- ・遺産分割協議書の作成
 - ・相続人全員の調印



- ・ 申告書類の作成
- ・納付書の作成

プラス相続手続センターがサポート

税理士がサポート

プラス相続手続センターの相続手続き代行サービス

弊社は、経験豊富な相続の専門家を数多く有しており、 煩雑で面倒な相続手続きの代行サービスを行っております。

> 預金の解約は、 どんな書類が 必要?

相続放棄を したいのだけど、 どうしたら いいの?

手書きの 遺言書を 発見した!

戸籍は どうやって 集めるの?

不動産の 名義変更は、 どうやって するの?

相続人と 連絡がとれない。 どうすれば いいの?

不動産を 売却したいけど、 何から始めれ ばいいの?

相続税は、 いくら かかるの?



遺産分割の 協議書は どうやって 作ればいいの?

土地家屋

調査士



相続手続 アドバイザ-

相続専門チーム

司法書士

行政書士



弁護士

宅建士

税理士

■こんなことでお困りではありませんか?



- □ 何から手を付けていいのか分からない
- □ 相続人が複数いる
- □ 相続人が遠方にいる
- □ 相続人の代表者が多忙で手続きをする時間がない
- □ 故人名義の銀行口座がある
- □ 故人名義の有価証券 (国債・株など) がある
- □ 故人名義の不動産がある

- □ 故人名義の自動車がある
- □ 相続税がかかるかもしれない
- □ 遺言書がある (あるかもしれない)
- □ 遺産分割内容が決まっていない
- □生命保険の請求がある
- □ 年金の手続方法が知りたい
- □ 先々の相続のことも含めて相談したい

■プラス事務所の相続サポート



戸籍・資料 収集代行



財産調査と 目録の作成



不動産の 名義変更・売却



相続税の申告



預貯金の 名義変更・解約代行



遺産分割協議書作成



遺言書の検認申立



その他裁判手続き (相続放棄など)

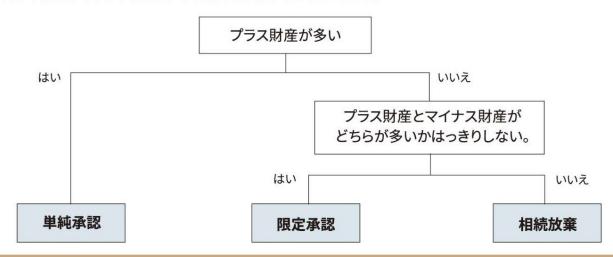
相続に関連する家庭裁判所への申立て手続き

相続手続きには、家庭裁判所への申立てが必要な手続きがあります。相続を放棄したい場合や、手書きの遺言書が見つかった場合は、家庭裁判所の手続きが必要です。



○相続放棄と限定承認

相続放棄や限定承認は、自己のために相続の開始があったことを知った時から**3ヵ月以内**に家庭裁判所に申述しなければなりません。その期間を過ぎると単純承認(全て相続する)とみなされ、相続放棄も限定承認もできなくなります。3ヵ月で判断ができない場合は、その期間を伸長することもできます。



相続放棄

家庭裁判所に受理されると、その時点で、「相続人ではなかった」とみなされ、プラス財産もマイナス財産 も放棄します。

財産放棄

遺産分割協議で相続しない意思表示をして、権利の 放棄をする方法です。 意思表示をしていない財産は、 権利が残ります。 (負債も含む)

○遺言書の検認

遺言書の検認とは、被相続人が残した遺言を偽造・変造されないためにする手続きです。**遺言書の有効・無効を判断する手続きではありません**。遺言書の検認は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出し、検認の請求をしなければなりません。



検認申立てができる者

- 1. 遺言書の保管者
- 2. 遺言書を発見した相続人

下記のような場合は、家庭裁判所の手続きが必要です。





成年後見人 ※P05・06を参照

相続人の中に認知症などで判断能力がない方がいる場合、その方に家庭裁判所が成年後見人を選任する手続きです。

行方 不明

不在者財産管理人

相続人の中に行方不明者がいる場合、行方不明者の代わりに財産の管理・保存を行う方を家庭裁判所が選任する手続きです。



特別代理人

相続人の中に未成年者がいる場合、未成年者の代わりに遺産分割協議をする方を家庭裁判所が選任する手続きです。



相続財産管理人

相続人がいない場合は、利害関係人が家庭裁判所に申立てし、相続財産管理人を選任します。 相続財産管理人は、清算手続きを行います。



失踪宣告

相続人の中に7年以上行方不明で、連絡がとれない方がいる場合に、家庭裁判所で法律上死亡したものとみなすための手続きです。



遺言執行者選任

遺言書で遺言執行者の指定がない場合に、家庭裁判所が遺言執行者を選任する手続きです。



遺産分割調停・遺産分割審判

相続人の間で遺産分割協議がまとまらない場合に、家庭裁判所に申立てをします。

手続きの専門家である司法書士がサポートします。

紛争性がある場合は、相続に強い弁護士をご紹介します。

不動産の登記

不動産の所有者を明確にし、登記簿という形で証明する仕組みです。

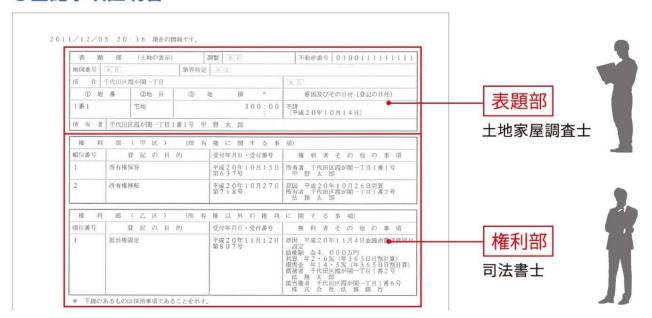
「建物を建てた」「建物を取壊した」「不動産を取得した」などの場合は、登記が必要です。





○登記事項証明書

土地家屋調査士



○プラス事務所の不動産登記ワンストップサービス

新築不動産を購入すると、土地家屋調査士による「表題部」の登記、司法書士による所有権や抵当権などの「権利部」の登記が必要です。プラス事務所は、土地家屋調査士と司法書士が在籍しますので、ワンストップで登記を行うことができます。

新築購入

権利証

登記依頼
「表題部」
「権利部」

登記依頼
「表題部」
「権利部」

土地家屋調査士

司法書士

司法書士



土地家屋調査士

新 築

家を新築したとき。



[建物表題部

建物の増築や



取壊し

地目の変更

建物を取壊したとき。



[建物滅失登記]

土地の分筆

1つの土地を 複数に切り分け たいとき。

[建物表題登記]



[土地分筆登記]

土地の合筆

リフォーム・増築

複数の土地を 1つの土地に まとめたいとき。



田や畑を宅地に したいとき。



[地目変更登記]

[土地合筆登記]

土地の境界確定

土地を測量して正しい境界を確定させたいとき。(境界による近隣トラブルを未然に防ぎ、大切な不動産を 守るために必要です。)

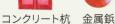
例えば土地を売却する時

「境界の指標」











面積も代わってくるので 土地の査定に影響します。



例えば 隣地との境界が不明な時





司法書士

新 築

家を新築したとき。

[保存登記]



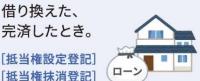
[登記名義人表示変更登記]

氏名・住所の変更

不動産の登記名義人の住所や 名前が変わったとき。

> [抵当権設定登記] [抵当権抹消登記]

借り換えた、



売 買

中古住宅を購入したとき。



贈 与

不動産を贈与したとき。

[贈与登記]



相 続

借入・借換

住宅ローンを組んだ、

不動産を相続したとき。



[相続登記]

会社概要

【令和4年9月1日現在】

総 称 プラス事務所グループ

司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人・プラス相続手続センター・プラスらいふサポート

代表者 宮崎 寛司(福岡県司法書士会·福岡県行政書士会所属)

事務所所在地

【福岡オフィス】

福岡市中央区天神一丁目14-4 天神平和ビル2F

【東京オフィス】

東京都中央区銀座8-8-5 陽栄銀座ビル6F

【長崎オフィス】

長崎県長崎市万才町10番13号 万才町坂ビル2F

【佐世保オフィス】

長崎県佐世保市高砂町4番18号 アボード高砂3F

【熊本オフィス】

熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル6F

事業内容

福

- 1.相続・シニアライフサポート
- ・民事信託、遺言書作成、遺言執行、成年後見、任意後見
- ・専門家ネットワークによる相続コンサルティング
- ·身元保証、高齢者住宅連帯保証、死後事務
- ・不動産、預金、証券等の名義書換手続
- 2.不動産関連手続きサービス
- ・不動産の売買、住宅ローンの借換等に伴う登記手続
- ・建物の新築、取壊し、増改築に伴う登記手続
- ・土地の分筆・合筆、地目変更等の登記手続、測量・境界調査
- 3.企業向け法務サービス
- ・会社設立、役員変更、増減資、法務顧問等の一般企業法務
- ・事業承継、事業再生、組織再編、M&Aにおける法務手続の実行支援
- 4. 動産·債権譲渡登記(ABL)
- 債権譲渡、動産譲渡登記
- 5. VISA申請代行業務
- ・在留資格認定証明書交付申請
- ·在留資格変更、更新許可申請

相続のことでお困りの方お気軽にご相談ください

岡 1 092-752-8266

東 京 03-6264-5556

長崎6095-829-0041

熊 本【 096−342−4301

(受付時間 平日9:00~18:00)